

仕 様 書

業務名

令和7年度堺市職員情報機器作業従事者健康診断業務（以下「健診業務」という。）

業務目的

令和元年7月12日に厚生労働省が改定した「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく健康診断を実施し、情報機器作業における職員の労働衛生管理の適正を図る。

実施場所

健診業務の実施場所（以下「健診会場」という。）は、堺市役所本庁（堺市堺区南瓦町3番1号）（以下「本庁」という。）とする。

履行期間

健診業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

第1章 総則

I 基本的事項

健診業務を実施するに当たっては、厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及びその他関係法規を遵守し、常に正確な健診結果を提供すべく本仕様書並びに別途締結する契約書に従い履行しなければならない。

II 一般的事項

1 健診対象者

本市から健診業務受託業者（以下「健診機関」という。）に提供する「情報機器作業従事者健康診断対象者マスターデータ」に記載の者を対象者とする。

なお、同データを提供する際、健診機関は、本市所定のデータ処理に関する誓約書を提出するものとする。

2 受診予定者数

(1) 配置前健診 330人

(2) 定期健診 2, 400人

3 健診実施期間

健診は、令和7年11月20日から同年12月26日までのうち14日間（土・日曜日、祝日を除く。）行うものとし、日程については、本市と健診機関が協議して決定する。

4 健診の受付時間

健診の受付時間は、午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、受付時間は、その日の混雑状況に応じて開始時間を早める、又は終了時間を遅らせるといった対応をとることとするが、受付時間の短縮はしないこと。

5 現場責任者

- (1) 健診機関は、健診会場の現場責任者を選任し、本市の承認を得ること。
- (2) 現場責任者に変更があるときは、速やかに本市に報告し、承認を得ること。
- (3) 現場責任者は、本仕様書に沿って健診業務が円滑に履行されるよう「業務計画書」を作成し、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うこと。
- (4) 現場責任者は、「業務計画書」及び「使用機材一覧」を本市に提出し、承認を得ること。
- (5) 現場責任者は、各検査項目等の必要人数（別表1）を配置し、健康診断を実施すること。ただし、健診業務を円滑に実施するために当該人数を上回る人員を配置することは差し支えない。
- (6) 現場責任者は、「従事者名簿」（氏名、年齢、性別、職種・資格）及び免許の写し等従事者の資格が確認できる書類を本市に提出すること。
また、健診実施期間中の「従事者勤務割表」も併せて提出すること。
- (7) 現場責任者は、従事者への「作業指示書」があれば本市に提出すること。
- (8) 現場責任者は、第3号から前号までの書類の内容に変更があるときは、速やかに本市に報告すること。
- (9) 現場責任者は、健診業務中、負傷、火災及び盗難等事故が起こらないよう注意すること。
- (10) 現場責任者を補佐する者は、現場責任者不在のとき、これを代行すること。
ただし、この場合は、現場責任者があらかじめ補佐する者を本市に報告し、承認を得ること。
- (11) 現場責任者は、健診業務中、健診会場に常駐し、あらゆるトラブルに対し、迅速に対応すること。
また、常に本市と連絡がとれるようにすること。

6 健診会場内の巡回

現場責任者は、健診会場を常時巡回し、本仕様書に沿って健診業務が行われているか、また、問題箇所がないかを監視し、必要があれば適切な処置を行うとともに、速やかに本市に連絡すること。

7 健診業務に係る打合せ会の開催

現場責任者は、履行期間内に最低1回以上、本市の要請に基づき、健診業務に係る打合せ会を開催し、指示及び指導を受けること。

8 従事者の服務

- (1) 健診業務の従事者は、清潔な白衣・制服等を着用し、胸には名札を付けること。
- (2) 健診業務の従事者は、業務中、言動に注意し、受検者その他に不快感を与えないこと。
- (3) 健診業務の従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

9 事務連絡

現場責任者は、健診実施期間中、1日の健診終了毎に所定の書類の受渡し、問題点の処理状況等の報告を本市に対し行うこと。

10 廃棄物の処理

- (1) 健診業務の実施に伴い発生する廃棄物は、適正手続により、健診機関が責任を持って処分すること。
- (2) 廃棄物の処分に要する経費は、健診機関の負担とする。

11 健診業務に係る経費の負担

健診業務に使用する機材（機器・備品）、衛生関係消耗品及び一般消耗品は、健診機関が準備するものとし、その経費は健診機関の負担とする。

12 秘密の保持

- (1) 健診機関は、この契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。契約の終了後及び解除後も同様とする。

また、本市から提供された「情報機器作業従事者健康診断対象者マスターデータ」の秘密保持及び保護保管については、最善の管理体制をもって厳重に管理すること。
- (2) 健診機関は、上記データ等を複写し、又は複製しないこと。
- (3) 健診機関は、上記データ等については、本市が指示する業務以外に使用し、又は利用しないとともに第三者に提供しないこと。ただし、本市があらかじめ承諾した再委託業者を除く。

- (4) 健診機関は、上記データ等を健診業務終了後速やかに本市に返還すること。ただし、本市の指示するところにより、これらを処分することができる。
- (5) 健診機関は、健診業務に係る電算業務処理中、事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により業務を遂行することができなくなったときは、速やかに本市に報告すること。

1.3 その他

受検者が健診会場で負傷する等緊急の事態が発生した場合は、速やかに本市に報告し、指示を受けること。

第2章 健診業務の内容

I 健診項目

- 1 配置前健診（過去に「情報機器（VDT）作業従事者健康診断」を受検したことがない者）
 - (1) 問診（業務歴の調査・既往歴の調査・自覚症状の有無の調査）
 - (2) 眼科学的検査（視力検査（5m・50cm）・屈折検査・眼位検査・調節機能検査）
 - (3) 筋骨格系に関する検査（握力測定・タッピング）
 - (4) 医師診察
- 2 定期健診（過去に「情報機器（VDT）作業従事者健康診断」を受検したことがある者）
 - (1) 問診（業務歴の調査・既往歴の調査・自覚症状の有無の調査）
 - (2) 眼科学的検査（視力検査（5m・50cm）・屈折検査・調節機能検査）
 - (3) 筋骨格系に関する検査（握力測定）
 - (4) 医師診察
- 3 その他、堺市と健診機関との双方協議により定める事項

II 主な健診業務の詳細

1 受付

- (1) 事前に「情報機器作業従事者健康診断受診票」（別紙1）（以下「受診票」という。）を作成し、男女別、氏名五十音順で準備すること。
- (2) 受付で受検者から受検票を受け取り、受診票を渡し、会場内で持ち回るよう指示する。その際、受検者本人のものであることを必ず確認すること。
- (3) 先着順に堺市職員は1番から、上下水道局職員は5001番から順番に受付番号をとり、堺市職員と上下水道局職員の「情報機器作業従事者健康診断受検者名簿」（別

紙2) を分けて作成し、1日の健診終了毎に現場責任者が本市に提出すること。

2 問診

(1) 業務歴の調査

情報機器作業経験年数・1日平均作業時間・作業内容等について問診すること。

(2) 既往歴の調査

目の病気、神経痛、頸肩腕障害、糖尿病、高・低血圧症、その他の疾患について問診すること。この場合において、情報機器作業に関係のある傷病を治療中であるときは、傷病名を聴取し、受診票に記載すること。

(3) 自覚症状の有無

次に掲げる項目について問診すること。

ア 眼疲労を主とする視器に関する症状

イ 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状

ウ ストレスに関する症状等

(4) 問診項目記入用の記載台（テーブル・イス・筆記用具（黒色又は青色のペン又はボールペン）・老眼鏡等）を用意すること。

なお、テーブル及びイスについては、会場のものを使用してよいが、不足する分があれば健診機関側で持ち込んで用意すること。

(5) 記載台の設置場所については、照明・照度等にも充分配慮すること。

(6) 問診中の会話が他の受検者に聞こえないように配慮すること。

(7) その他、受検者からの質問に対して丁寧に応対し、必要があれば本市に連絡すること。

3 眼科学的検査

(1) 視力検査

5m・50cmの距離からの右目・左目・両目の視力を検査すること。

眼鏡、コンタクトレンズ等で矯正している者については、情報機器作業時の状態で検査すること。

また、矯正器具種別（眼鏡・コンタクトレンズ）等について確認すること。

(2) 屈折検査

近視・遠視・乱視など屈折異常について検査すること。

(3) 眼位検査

左右の眼の眼位のずれ（斜視）について検査すること。

(4) 調節機能検査

近点距離の測定により調節機能を検査すること。3回測定すること。

4 筋骨格系に関する検査

- (1) 握力測定
利き手・非利き手をどちらも測定すること。
- (2) タッピング
左右第2指で30秒間測定すること。

5 医師診察

- (1) 上肢の運動機能や圧痛点等について診察すること。
- (2) 受検できていない健診項目がある場合は、その理由を確認すること。
- (3) C1又はC2（情報機器作業に関係のある傷病を治療中の場合を除く。）判定をすべきとの判断をした場合は、その判断に至った理由について、「医師診察 要医療判定理由書」（別紙3）に記載すること。
- (4) 受検者が外部から見えないように衝立等を用意しておくこと。
- (5) 診察室の入口には、従事する医師の氏名を掲示すること。
- (6) 診察を担当する医師は、受検者からの質問に対して、誠意をもって答えること。

III 未受検者の取扱い

受検する必要があるにもかかわらず、受検者の不注意等により受検せず“未受検”となった健診項目がある場合、健診実施期間内であれば、その項目は受検可能として取り扱う。ただし、持病等により検査できない項目がある受検者については、該当項目の結果を「―」と表記し、特記事項にその旨を記入すること。

IV 健診結果

1 判定手順

- (1) 健診機関の判定医は、まず「堺市役所判定（措置）表」（別紙4）に基づき健診項目ごとに判定を出し、その上で、これらを総合的に判断し、本市所定の「措置区分」（別紙5）に基づく総合判定の原案を作成し、最終検査日から2週間以内に提出する。
- (2) 前号の原案を本市産業医が確認し、最終判定とする。
- (3) 健診機関の判定医が、本市所定の「措置区分」でB2・B1・A2・A1の判定をすべきとの判断をした場合は、その判断に至った理由並びに該当者の受診票及び「情報機器作業従事者健康診断結果通知」（仮）等を受検後2週間以内に本市に送付し、本市産業医による指導、再検査を経て最終判定を受ける。

2 健診結果報告

- (1) 「情報機器作業従事者健康診断結果通知」（別紙6）に所属名・職員番号・氏名・受診年月日・判定日・各健診項目の結果・措置区分・評語・指示内容・堺市産業医氏名・検査項目等の説明・その他を記載し、本市産業医の最終判定後1週間以内に、各検査項目の説明と標準値を記載した説明書と併せて窓あき封筒に入れて封をし、所属コ

ード（6桁）順、役職コード順、カナ氏名五十音順に並べて1部提出すること。ただし、所属コード（6桁）が389010のみ、所属コード（9桁）順を使用すること。

また、各健診項目の結果がC1又はC2に該当する場合は、当該項目の横に「*」を表示すること。

なお、窓あき部分から受検者の所属コード・所属名・職員番号・氏名（漢字）のみが見える状態にすること。なお、氏名（カナ）は併記してもよい。

(2)「情報機器作業従事者健康診断結果報告書」(別紙7)を所属長通知コード（6桁）ごとに作成し、所属コード（6桁）順、役職コード順、カナ氏名五十音順に健診結果（職員番号・氏名・措置区分・評語）を記載すること。ただし、所属コード（6桁）が389010のみ、所属コード（9桁）順を使用すること。また、宛て先については、所属長通知コードに対応する所属長名を記載すること。その上で、窓あき封筒に入れ封をし、本市産業医の最終判定後1週間以内に所属長通知コード順に並べて1部提出すること。

(3)「有所見者一覧表」(別紙8)に措置区分D3以外の者の健診結果を所属コード順に記載し、本市産業医の最終判定後1週間以内に所属コード順に並べて1部提出すること。

(4)健診結果データ（「健診結果データ項目」(別紙9)記載の項目）全てを、電子媒体（CD・DVD等）で本市産業医の最終判定後1週間以内に提出すること。

V 電算処理

本市は、「情報機器作業従事者健康診断対象者マスターデータ」(別紙10)をテキストファイルにより電子媒体に保存し、健診機関に渡すものとする。

健診機関は、所要の処理を行った後、上記電子媒体を速やかに本市に返却すること。

第3章 その他の事項

I 別紙1、2、3、6、7及び8については、本市が定める項目を満たしていれば、その様式は問わないが、健診実施前に様式レイアウトのサンプルを提示し、本市の承認を得ること。

II 別記「暴力団等の排除について」を遵守するものとする。

III 緊急事態宣言の発令等、やむを得ない事由により本業務が中止となった際は、その後の対応について本市の指示に従うこと。

IV 本仕様書に定めのない事項については、本市と健診機関とで協議を行い決定するものとする。

暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。